

級地区分及び地域手当の是正を求める意見書

国は、国家公務員給与に地域の民間賃金水準を的確に反映させるため、厚生労働省が実施している賃金構造基本統計調査による賃金指数を基礎として、級地区分及び地域手当の支給割合を決定している。

平成26年人事院勧告において、国家公務員の級地区分及び地域手当の支給割合が見直され、これを受けて総務省から地方公務員の級地区分及び地域手当の支給割合に係る「地域手当指定基準を満たす地域一覧」が新たに示されたが、羽村市の級地区分における地域手当の支給割合は、従前と変わらず6%のままである。東京西多摩4市の支給割合の中でも、西に位置する青梅市が3級地・15%、東に位置する福生市も3級地・15%、南に位置するあきる野市は5級地・10%であるように、同じ地域であるにもかかわらず羽村市の6級地・6%とは著しく乖離しており、違和感と不公平感が否めない状況である。

この級地区分における地域手当の支給割合は、国民健康保険診療報酬、介護保険報酬、保育所運営費のほか、地方交付税に係る算定基準としても利用されており、行政運営に多大な影響を及ぼしている。

さらに、社会福祉法人の給与の算定基準にもなっており、羽村市から地域手当の高い地域に人材が流出するなど、市民生活にも大きな影響を及ぼしており、このような異常な事態が継続していることに強い憂慮を覚えるものである。

こうした現状を踏まえ、同一生活圈域内の類似性、近似性の観点からも是正されるべきものであり精査の上、級地区分及び地域手当の支給割合を原則10年という期間に関わらず、速やかに見直され改正されることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年3月23日

東京都羽村市議会議長 馳平 耕三

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
人事院総裁

あて